

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会

めざせ！ Happy100 年人生

第7回「事例から学ぶ相続セミナー」 要旨

- 1 日 時：平成30年12月15日（土）13：30～15：00
- 2 場 所：たけのパーク フリースペース
- 3 参加者：24名
- 4 講 師：司法書士 仲島 拓郎氏、税理士・公認会計士 宮宇地 晃久氏、
ソニー生命ライフプランナー（元・理学療法士） 石間伏 勝博氏
- 5 主な内容
 - (1) 筭委員長あいさつ
 - ・高齢者の増加に伴う諸問題に対応し、安全・安心なまちづくりをめざして勉強会を進めている。本日も専門家の話をきいて、理解を深めてほしい。
 - (2) 事例から学ぶ相続セミナー
 - ①相続人について
 - ・本人が死亡した場合、その財産は遺言書があれば、それに従って相続されるが、遺言書がないときは、民法により法定順位や分配割合の目安が定められている。
 - ・第1順位は「配偶者（1/2）と子供（1/2）」であり、子供が2人いれば、子供1人あたりは1/4となる。この場合、配偶者がいなければ子供で分配する。子供が亡くなっても孫がいれば孫が代襲相続する（孫も亡くなっていれば、ひ孫などが代襲）。
 - ・子供（孫）がいない場合は、第2順位の「配偶者（2/3）と直系尊属（本人の父母など：1/3）」が相続人となる。
 - ・子供（孫）も直系尊属もない場合は、第3順位の「配偶者（3/4）と本人の兄弟姉妹（1/4）」が相続人となる。兄弟姉妹が亡くなってもその子（本人からすると甥や姪）がいればその甥や姪が代襲相続する（甥や姪の子は代襲相続できない）。
 - 本人の葬式で始めて会った甥や姪が「法定相続人」となり、子供がいない配偶者が全額を相続できないケースもありうる。
 - ・これらの「法定相続人」が実際に何をいくら相続するかなどは協議によって決める（遺産分割協議）。
 - ⇒ それまでは、貯金を下ろすなどの場合にも、相続人全員の印鑑などが必要となる。
 - ・「法定相続人」が不利になるような遺言書があった場合、請求により「法定相続人」に与えられる権利として、民法に「遺留分」が定められている（ただし、兄弟姉妹には認められていない）。
 - ②遺言書について
 - ・遺言書は1人1通つくる（夫婦連名などは無効）。
 - ・「家」とか「お金」とか、曖昧な表現はいけない。
 - ・日付を明確に書くことが重要
 - ・不動産は長男に、預貯金は二男に・・・などの遺言の場合、長男が相続税を払えなくなるので、このようなことにも配慮する必要がある。
 - ・「遺言公正証書」として作成した方がよい。

専門家につくって
もらった方が安心

③相続税について

⇒ 相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に相続人全員が相続税の申告・納税をしなければならない。相続人1人1人が実際に取得した財産に対して相続税が算定されるため、申告期限(10ヶ月)までに遺産分割協議が整っていることが前提となる。

- ・相続税の対象額(課税対象額)は、『相続財産の合計金額 - 基礎控除額』
- ・相続財産には、「現金(預金等を含む)」や「家や土地などの不動産」などのほか、「みなし相続財産」として生命保険金などがある(生命保険金は、「500万円×法定相続人の数」までは非課税)。仏壇・墓地等の財産や葬式費用などは相続財産から除外できる。
- ・基礎控除額は、『3,000万円 + 法定相続人の数 × 600万円』で計算する。

⇒ 法定相続人が妻と子供2人の場合、3,000万円 + 3 × 600万円 = 4,800万円が基礎控除額となるため、4,800万円を超える財産がなければ相続税はかからない。

- ・課税対象額を法定相続人に法定割合で仮に分配したときの1人毎の取得額が1,000万円以下までは10%、3,000万円以下までは15%、5,000万円以下までは20%、・・・6億円超は55%として、仮の相続税額を計算し、合計して『相続税の総額』を算出する。
- ・納付する相続税額は、この『相続税の総額』を実際の取得割合に応じて按分したもの(さらに控除されたり、加算されたりするケースもある)となる。

→ 相続財産の合計が1億円の場合で、法定相続人が妻と子供2人の場合、課税対象額は5,200万円(基礎控除額4,800万円)となり、『相続税の総額』は1,450万円になる。これを実際の取得割合に応じて按分する。

- ・財産が高額であった場合など、7年以内に税務調査が入ることがある。
 - ・税務上、「本人が稼いだお金」が相続財産となるため、例えば、専業主婦の妻がコツコツと貯めていた「へそくり」や子供や孫名義の貯金も夫の財産として、申告漏れを指摘される場合がある。
 - ・生前に不動産を妻と共有名義にしていた場合、贈与とみなされる場合がある。
 - ・生前贈与については、年に110万円までは贈与税が非課税になるが、毎年これを繰り返していた場合は、“贈与税の回避のため”と疑われるおそれがある。

④生命保険について

- ・生命保険金は、「500万円×法定相続人の数」までは非課税となるため、生前に現金を保険化しておくことにより、相続税の課税対象額を減らすことができるほか、次のようなメリットがある。
 - ・遺産分割協議と関係なく、スピーディーに現金化できる。
 - ・不動産を相続した人が相続税を払うための資金として使える。
 - ・受取人固有の財産であるため、孫など残したい人に残すことができる。

(3) 主な質疑等

- ・本人の「タンス預金」はどうなるのか。
 - 生前の所得等が多ければ、税務調査の対象となりやすい。
- ・毎年110万円をもらっていたとして、貯金をしておくのはだめなのか。
 - 一括でもらったのと同じとみなされる可能性がある。
- ・不動産の価値は、購入した価格か、今の価格か。何で決めるのか。
 - 家屋は固定資産税評価額、土地は路線価や倍率法(固定資産税評価額に一定の倍率をかける)で評価する。

※ 人により、状況が異なるので、個別の質問等は別の機会にしてもらうこととした。